

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場 合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
1	警察庁	警備員指導教育責任者 [昭和57年度]	警備業法	・警備業法第2条第1項各号の警備業務の区分ごと	都道府県公安委員会 [警備員指導教育責任者資格者証の交付]	○					警察庁生活安全局生活安全企画課 TEL 代表03-3581-0141
2	警察庁	機械警備業務管理者 [昭和57年度]	警備業法	—	都道府県公安委員会 [機械警備業務管理者資格者証の交付]	○					警察庁生活安全局生活安全企画課 TEL 代表03-3581-0141
3	警察庁	警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者 [昭和57年度]	警備業法	空港保安警備業務 施設警備業務 雑踏警備業務 交通誘導警備業務 貴重品運搬警備業務 核燃料物質等危険物運搬警備業務 (各1級・2級)	都道府県公安委員会 [合格証明書の交付]	○					警察庁生活安全局生活安全企画課 TEL 代表03-3581-0141
4	警察庁	射撃指導員 [昭和53年度]	銃砲刀剣類所持等取締法	—	都道府県公安委員会 [射撃指導員指定書の交付]	○					警察庁生活安全局保安課 TEL 代表03-3581-0141
5	警察庁	駐車監視員資格者 [平成16年度]	道路交通法	—	都道府県公安委員会 [駐車監視員資格者証の交付]	○					警察庁交通局交通指導課 TEL 代表03-3581-0141

No.	所管府省	資格名	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場 合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
6	警察庁	運転免許 [大正8年]	道路交通法	・大型 ・中型 ・準中型 ・普通 ・大型特殊 ・大型二輪 ・普通二輪 ・小型特殊 ・原付 ・牽引 ・大型第二種 ・中型第二種 ・普通第二種 ・大型特殊第二種 ・牽引第二種	都道府県公安 委員会 [運転免許証の 交付]	○					警察庁交通局運転免許課 TEL 代表03-3581-0141
7	警察庁	技能検定員 [昭和39年度]	道路交通法	・大型 ・中型 ・準中型 ・普通 ・大特 ・大自二 ・普自二 ・牽引 ・大型二種 ・中型二種 ・普通二種	都道府県公安 委員会 [技能検定員資 格者証の交付]	○					警察庁交通局運転免許課 TEL 代表03-3581-0141
8	警察庁	教習指導員 [昭和35年度]	道路交通法	・大型 ・中型 ・準中型 ・普通 ・大特 ・大自二 ・普自二 ・牽引 ・大型二種 ・中型二種 ・普通二種	都道府県公安 委員会 [教習指導員資 格者証の交付]	○					警察庁交通局運転免許課 TEL 代表03-3581-0141

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
1	金融庁	公認会計士 [昭和23年度]	公認会計士法	公認会計士、会計 士補	日本公認会計 士協会 [公認会計士名 簿に登録]	○					金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室公認会計士企画係 Tel 代表03-3506-6000（内線 3810, 3811）
2	金融庁	外国公認会計 士 [昭和25年度]	公認会計士法	外国公認会計士	日本公認会計 士協会 [外国公認会計 士名簿に登録]	○					金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室公認会計士企画係 Tel 代表03-3506-6000（内線 3810, 3811）
3	金融庁	貸金業務取扱 主任者 [平成21年度]	貸金業法	貸金業務取扱主任 者	内閣総理大臣 の登録 [貸金業務取扱 主任者登録完 了通知の交付]	○					金融庁総合政策局リスク分析総括課貸 金業室 貸金業第一係 Tel 代表03-3506-6000（内線 2847, 5358）
4	金融庁	保険募集人	保険業法	・生命保険募集人 ・損害保険代理店 (役員/使用人) ・少額短期保険募 集人 ・保険仲立人 (注) 上記は全て「資 格」ではなく、「職 業」の名称である。	内閣総理大臣 の登録 (各財務局等 へ委任)	○					金融庁監督局保険課企画係 Tel 代表03-3506-6000（内線 5339, 3863）

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
1	消費者庁	消費生活相談員 [平成28年度]	消費者安全法	—	(独)国民生活センター (一財)日本産業協会 [合格証の交付]	○				現時点において、2つの登録試験機関を登録。	消費者庁地方協力課 TEL 代表03-3507-8800(内線2145)

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		備考
1	こども家庭庁	受胎調節実地指導員 [昭和27年度]	母体保護法	—	都道府県知事 [指定証の交付]	○			母体保護法施行規則の一部を 改正する省令（令和5年厚生 労働省令第63号）にて改正		こども家庭庁成育局母子保健課 TEL 03-6862-0505
2	こども家庭庁	保育士 [昭和22年度]	児童福祉法	—	都道府県知事 [保育士証の交付]	○					こども家庭庁成育局成育基盤企画課保 育士対策係 TEL 03-6861-0058

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について			備考	制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの		
1	総務省	無線従事者 [昭和25年度]	電波法	・無線通信士（総合、海上、航空） ・陸上無線技術士 ・特殊無線技術士（陸上、海上、航空） ・アマチュア無線技術士	総務大臣（地方総合通信局長等） [免許証の交付]	○				総務省総合通信基盤局電波部電波政策課検定制度係 Tel 03-5253-5876
2	総務省	電気通信主任技術者 [昭和60年度]	電気通信事業法	・伝送交換主任技術者 ・線路主任技術者	総務大臣 [資格者証の交付]	○				総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課審査係 Tel 03-5253-5862
3	総務省	工事担任者 [昭和60年度]	電気通信事業法	・第一級アナログ通信 ・第二級アナログ通信 ・第一級デジタル通信 ・第二級デジタル通信 ・総合通信	総務大臣 [資格者証の交付]	○				総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課審査係 Tel 03-5253-5862
4	総務省	行政書士 [昭和26年度]	行政書士法	—	日本行政書士会連合会 [行政書士名簿に登録]	○				総務省自治行政局行政課 Tel 03-5253-5510
5	総務省	危険物取扱者 [昭和34年度]	消防法	・甲種 ・乙種 ・丙種	都道府県知事 [危険物取扱者免状の交付]	○				消防庁危険物保安室 Tel 03-5253-7524
6	総務省	消防設備士 [昭和41年度]	消防法	・甲種（特類、第1～5類） ・乙種（第1～7類）	都道府県知事 [免状の交付]	○				消防庁予防課 Tel 03-5253-7523
7	総務省	防火管理者 [昭和36年度]	消防法	・甲種 ・乙種	都道府県知事、消防長、登録講習機関（一財）日本防火・防災協会 [修了証を交付]	○				消防庁予防課 Tel 03-5253-7523

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
8	総務省	消防設備点検資格者 [昭和50年度]	消防法	・ 特種 ・ 第一種 ・ 第二種	登録講習機関 (一財) 日本消防設備安全センター) [免状を交付]	○					消防庁予防課 Tel 03-5253-7523
9	総務省	防火対象物点検資格者 [平成15年度]	消防法	—	登録講習機関 (一財) 日本消防設備安全センター) [免状を交付]	○					消防庁予防課 Tel 03-5253-7523
10	総務省	自衛消防組織統括管理者 [平成21年度]	消防法	—	都道府県知事、 消防長、登録講習機関(一財)日本消防設備安全センター) [修了証を交付]	○					消防庁予防課 Tel 03-5253-7523
11	総務省	防災管理者 [平成21年度]	消防法	—	都道府県知事、 消防長、登録講習機関(一財)日本防火・防災協会) [修了証を交付]	○					消防庁予防課 Tel 03-5253-7523
12	総務省	防災管理点検資格者 [平成21年度]	消防法	—	登録講習機関 (一財) 日本消防設備安全センター) [免状を交付]	○					消防庁予防課 Tel 03-5253-7523
13	総務省	郵便認証司 [平成19年度]	郵便法	—	総務大臣 [任命書の交付]	○					総務省情報流通行政局郵政行政郵便課 Tel 03-5253-5975

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
1	法務省	弁護士 [昭和24年度]	・司法試験法 ・弁護士法	—	司法修習終了 については最 高裁判所 [—]	○				旧姓を職務上の氏名として使用する場 合、身分証明書（希望者のみ発行）に は職務上の氏名＝旧姓を記載する。 （希望すれば登録氏名（＝戸籍上の氏 名）の併記も可。）	法務省大臣官房司法法制部司法 法制課 司法制度第一係 ℡ 代表03-3580-4111
2	法務省	外国法事務弁護士 [昭和62年度]	外国弁護士に よる法律事務 の取扱い等に 関する法律	—	法務大臣 [通知、官報告 示]	○				旧姓を職務上の氏名として使用する場 合、身分証明書（希望者のみ発行）に は職務上の氏名＝旧姓を記載する。 （希望すれば登録氏名の併記も可。）	法務省大臣官房司法法制部審査 監督課 外国法事務弁護士第一係 ℡ 代表03-3580-4111
3	法務省	司法書士 [昭和25年度]	司法書士法	—	法務大臣 [合格証書の交 付]	○					法務省民事局民事第二課 ℡ 代表03-3580-4111
4	法務省	土地家屋調査士 [昭和25年度]	土地家屋調査 士法	—	法務大臣 [合格証書の交 付]	○					法務省民事局民事第二課 ℡ 代表03-3580-4111
5	法務省	申請等取次者 [昭和62年度]	出入国管理及 び難民認定法 施行規則	—	地方出入国在 留管理局長 [証明書を交 付]	○					法務省出入国在留管理庁 在留管理支援部在留管理課 ℡ 代表03-3580-4111
6	法務省	公証人 [明治19年度]	公証人法	—	法務大臣 [任命書の交 付]	○					法務省民事局総務課 ℡ 代表03-3580-4111

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		備考
1	財務省	税理士 [昭和26年度]	税理士法	—	日本税理士会 連合会 [税理士名簿に 登録]	○					国税庁長官官房総務課税理士監理室税 理士第一係 TEL 代表03-3581-4161（内線3402）
2	財務省	通関士 [昭和42年度]	通関業法	—	税関長 [通関士証票の 交付]	○					財務省関税局業務課通関業係 TEL 代表 03-3581-4111（内線5393）

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	(1) 旧姓使用の現状について					制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考		
1	文部科学省	技術士 [昭和32年度]	技術士法	・技術士・技術士補	文部科学大臣 [登録簿への登録、登録証の交付]	○					姓を変更した場合には、技術士法施行規則第17条により「登録事項変更届出書」の提出を要する。また、旧姓併記も可能となっている。	科学技術・学術政策局人材政策課技術士係 TEL 代表03-5253-4111（内線3833）
2	文部科学省	教育職員 [昭和24年度]	教育職員免許法	・幼稚園教諭（専修、一種、二種）免許状 ・小学校教諭（専修、一種、二種）免許状 ・中学校教諭（専修、一種、二種）免許状 ・高等学校教諭（専修、一種）免許状 ・特別支援学校教諭（専修、一種、二種）免許状 ・特別支援学校自立教科教諭（一種、二種）免許状 ・特別支援学校自立活動教諭一種免許状 ・養護教諭（専修、一種、二種）免許状 ・栄養教諭（専修、一種、二種）免許状	都道府県教育委員会 [免許状の授与]	○					姓を変更した場合には、教育職員免許法第15条により免許状の書換を授与権者に願い出ることができるとされており、旧姓併記も可能。	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 教員免許・研修企画室 TEL 代表03-5253-4111（内線3968）
3	文部科学省	司書 [昭和25年度]	図書館法	・司書 ・司書補	講習実施大学 [修了証書の交付] ※講習受講者のみ	○					講習実施大学が旧姓名の修了証書（または旧姓名を併記した修了証書）を発行すること自体は制度として特段禁止していない。 大学における養成課程での資格取得者も多くおり、それらの者には修了証書は発行されない。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 TEL 代表03-5253-4111（内線3676）

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	(1) 旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
4	文部科学省	学校図書館司書教諭 [昭和28年度]	学校図書館法	—	文部科学大臣 [講習の修了証書の交付]	○				旧姓名の講習の修了証書を発行すること自体は制度として特段禁じていない。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 TEL 代表03-5253-4111 (内線3676)
5	文部科学省	学芸員 [昭和26年度]	博物館法	—	文部科学大臣 [合格証書の送付]	○				資格取得のための試験出願時に、必要書類として住民票等の提出を求めており、提出された住民票等に基づいて、受験票や合格証書の発行を行っている。そのため、住民票等に旧姓が併記されていれば、旧姓での合格証書発行も可能である。 資格取得後に改姓した者のうち、合格証書の書き換え希望者に対しては、書き換えを行う。	文化庁企画調整課博物館振興室 TEL 代表03-5253-4111 (内線4772)
6	文部科学省	社会教育主事 [昭和26年度]	社会教育法	—	講習を実施する大学その他の教育機関 [修了証書の交付] ※講習受講者のみ	○				講習実施大学が旧姓名の修了証書(または旧姓名を併記した修了証書)を発行すること自体は制度として特段禁じていない。 大学における養成課程での資格取得者も多くおり、それらの者には修了証書は発行されない。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 TEL 代表03-5253-4111 (内線3676)
7	文部科学省	公認心理師 [平成29年度] <厚生労働省と共管>	公認心理師法	—	文部科学大臣、厚生労働大臣 [登録証の交付]	○					厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室 TEL 03-5253-1111 (内線3112)

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		備考
1	厚生労働省	精神保健福祉士 [平成9年度]	精神保健福祉士法	—	厚生労働大臣 [登録証の交付]	○					厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課障害保健係 TEL 代表03-5253-1111（内線3064）
2	厚生労働省	医師 [昭和23年度]	医師法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
3	厚生労働省	臨床検査技師 [昭和33年度]	臨床検査技師等に關 する法律	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
4	厚生労働省	診療放射線技師 [昭和26年度]	診療放射線技師法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
5	厚生労働省	衛生検査技師 [昭和33年度]	臨床検査技師等に關 する法律	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
6	厚生労働省	歯科医師 [昭和23年度]	歯科医師法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
7	厚生労働省	歯科技工士 [昭和30年度]	歯科技工士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
8	厚生労働省	歯科衛生士 [昭和23年度]	歯科衛生士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
9	厚生労働省	義肢装具士 [昭和62年度]	義肢装具士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
10	厚生労働省	臨床工学技士 [昭和62年度]	臨床工学技士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
11	厚生労働省	柔道整復師 [昭和22年度]	柔道整復師法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
12	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師 [昭和22年度]	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）
13	厚生労働省	はり師 [昭和23年度]	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111（内線2577）

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
14	厚生労働省	きゆう師 [昭和22年度]	あん摩マツサージ指 圧師、はり師、きゆう 師等に関する法律	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
15	厚生労働省	保健師 [昭和23年度]	保健師助産師看護師 法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
16	厚生労働省	助産師 [昭和23年度]	保健師助産師看護師 法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
17	厚生労働省	看護師 [昭和23年度]	保健師助産師看護師 法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
18	厚生労働省	准看護師 [昭和23年度]	保健師助産師看護師 法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
19	厚生労働省	理学療法士 [昭和40年度]	理学療法士及び作業 療法士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
20	厚生労働省	作業療法士 [昭和40年度]	理学療法士及び作業 療法士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
21	厚生労働省	視能訓練士 [昭和46年度]	視能訓練士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
22	厚生労働省	救急救命士 [平成3年度]	救急救命士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局地域医療計画課 災 害等緊急時医療・周産期医療等対策室 TEL 代表03-3595-2185 (内線2550)
23	厚生労働省	言語聴覚士 [平成9年度]	言語聴覚士法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医政局医事課試験免許室免 許登録係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2577)
24	厚生労働省	栄養士 [昭和22年度]	栄養士法	—	都道府県知事 [名簿への登録及び免許証 の交付]	○					厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄 養管理係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2972)
25	厚生労働省	管理栄養士 [昭和37年度]	栄養士法	—	厚生労働大臣 [名簿への登録及び免許証 の交付]	○					厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄 養管理係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2972)
26	厚生労働省	調理師 [昭和33年度]	調理師法	—	都道府県知事 [調理師名簿の登録及び免 許証の交付]	○					厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄 養管理係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2972)

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
27	厚生労働省	専門調理師 [昭和56年度]	調理師法	—	厚生労働大臣 [認定証書の交付]	○					厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄 養管理係 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2972)
28	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者 [昭和45年度]	建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律	—	厚生労働大臣 [免状交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2432)
29	厚生労働省	クリーニング師 [昭和30年度]	クリーニング業法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2435、 2437)
30	厚生労働省	管理理容師 [昭和43年度]	理容師法	—	厚生労働大臣の定める基準 に従い都道府県知事が指定 した講習会の主催者 [講習会修了証書の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2435、 2437)
31	厚生労働省	管理美容師 [昭和43年度]	美容師法	—	厚生労働大臣の定める基準 に従い都道府県知事が指定 した講習会の主催者 [講習会修了証書の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2435、 2437)
32	厚生労働省	理容師 [昭和22年度]	理容師法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2435、 2437)
33	厚生労働省	美容師 [昭和32年度]	美容師法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2435、 2437)
34	厚生労働省	給水装置工事主任技術者 [平成8年度]	水道法	—	厚生労働大臣 [給水装置工事主任技術者 免状の交付]	○				免状発行時に旧姓併記について要望が ある場合、戸籍上の姓に加え、旧姓 を併記している。	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課技 術係 ℡ 代表03-5253-1111 (内線4024)
35	厚生労働省	清掃作業監督者 [昭和55年度]	建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記で も旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2432)
36	厚生労働省	空気環境測定実施者 [昭和55年度]	建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記で も旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2432)
37	厚生労働省	空調給排水管理監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記で も旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2432)
38	厚生労働省	貯水槽清掃作業監督者 [昭和55年度]	建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記で も旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2432)
39	厚生労働省	防除作業監督者 [昭和55年度]	建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記で も旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線2432)

所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					備考	制度担当部署
					① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等			
40	厚生労働省	統括管理者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2432)
41	厚生労働省	ダクト清掃作業監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2432)
42	厚生労働省	ダクト清掃作業従事者研修修了者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	登録講習機関 [—(登録講習機関によって異なる)]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2432)
43	厚生労働省	水道技術管理者 [昭和55年度]	水道法	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				講習会修了者には、免許証等は交付しておらず、受講時の氏名による修了証書を発行している。 過去に旧姓での受講申請や修了証の発行申請がないため、実績はないが、旧姓での受講や修了証の発行を妨げる規則とはなっていない。	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課技術係 TEL 代表03-5253-1111 (内線4008)
44	厚生労働省	清掃作業従事者研修修了者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	登録講習機関 [—(登録講習機関によって異なる)]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2432)
45	厚生労働省	貯水槽清掃作業従事者研修修了者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	登録講習機関 [—(登録講習機関によって異なる)]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2432)
46	厚生労働省	排水管清掃作業監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	登録講習機関 [修了証書の交付]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2432)
47	厚生労働省	排水管清掃作業従事者研修修了者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	登録講習機関 [—(登録講習機関によって異なる)]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2432)
48	厚生労働省	防除作業従事者研修修了者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	登録講習機関 [—(登録講習機関によって異なる)]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2432)
49	厚生労働省	食品衛生管理者	食品衛生法	—	従事する営業施設に係る営業者 [選任]	○				法令等に規定がないため、旧姓併記でも旧姓のみでも登録可能	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課指導係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2492)
50	厚生労働省	製菓衛生師 [昭和41年度]	製菓衛生師法	—	都道府県知事 [免許の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課指導係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2492)
51	厚生労働省	食鳥処理衛生管理者 [平成3年度]	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	—	都道府県知事 [届出]	○				氏名を確認するための戸籍謄本等は求めておらず、添付文書(資格を有することを証する書面)と顔鑑が無ければ旧姓使用が可能。	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 TEL 代表03-5253-1111 (内線2476)

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				備考	制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		
52	厚生労働省	衛生管理責任者 [平成15年度]	と畜場法	—	都道府県知事 [届出]	○				氏名を確認するための戸籍謄本等は求 めておらず、添付文書（資格を有する ことを証する書面）と顔鑑が無ければ 旧姓使用が可能。	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視 安全課 TEL 代表03-5253-1111（内線2476）
53	厚生労働省	作業衛生責任者 [平成15年度]	と畜場法	—	都道府県知事 [届出]	○				氏名を確認するための戸籍謄本等は求 めておらず、添付文書（資格を有する ことを証する書面）と顔鑑が無ければ 旧姓使用が可能。	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視 安全課 TEL 代表03-5253-1111（内線2476）
54	厚生労働省	薬剤師 [昭和35年度]	薬剤師法	—	厚生労働大臣 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局総務課試 験免許係 TEL 代表03-5253-1111（内線2715）
55	厚生労働省	登録販売者 [平成20年度]	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 安全性の確保等に關 する法律	—	都道府県知事 [都道府県知事の登録を受 ける]	○				地方公共団体の運用において制限を課 している場合がある。	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 TEL 代表03-5253-1111（内線2712）
56	厚生労働省	向精神薬取扱責任者 [平成2年度]	麻薬及び向精神薬取 締法	—	地方厚生局長／都道府県知 事[地方厚生局長／都道府 県知事に届出て登録を受け る]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課麻薬流通指導係 TEL 代表03-5253-1111（内線2780）
57	厚生労働省	麻薬施用者 [昭和27年度]	麻薬及び向精神薬取 締法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課麻薬流通指導係 TEL 代表03-5253-1111（内線2780）
58	厚生労働省	麻薬管理者 [昭和27年度]	麻薬及び向精神薬取 締法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課麻薬流通指導係 TEL 代表03-5253-1111（内線2780）
59	厚生労働省	麻薬研究者 [昭和27年度]	麻薬及び向精神薬取 締法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課麻薬流通指導係 TEL 代表03-5253-1111（内線2780）
60	厚生労働省	大麻栽培者 [昭和23年度]	大麻取締法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課麻薬物乱用防止係 TEL 代表03-5253-1111（内線2778）
61	厚生労働省	大麻研究者 [昭和23年度]	大麻取締法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課麻薬流通指導係 TEL 代表03-5253-1111（内線2780）
62	厚生労働省	覚醒剤研究者 [昭和26年度]	覚醒剤取締法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課麻薬流通指導係 TEL 代表03-5253-1111（内線2780）
63	厚生労働省	覚醒剤原料研究者 [昭和30年度]	覚醒剤取締法	—	都道府県知事 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課麻薬流通指導係 TEL 代表03-5253-1111（内線2780）
64	厚生労働省	けし耕作者 [昭和29年度]	あへん法	—	地方厚生局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課あへん係 TEL 代表03-5253-1111（内線2778）

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				備考	制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きえないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		
65	厚生労働省	甲種研究栽培者 [昭和29年度]	あへん法	—	地方厚生局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課あへん係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2778)
66	厚生労働省	乙種研究栽培者 [昭和29年度]	あへん法	—	地方厚生局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省医薬・生活衛生局監視指 導・麻薬対策課あへん係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2778)
67	厚生労働省	毒物劇物取扱責任者 [昭和25年度]	毒物及び劇物取締法	—	都道府県知事 [合格証の交 付]	○				地方公共団体の運用において制限を課 している場合がある。	厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審 査管理課化学物質安全対策室毒物劇物 係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2798)
68	厚生労働省	社会福祉士 [昭和62年度]	社会福祉士及び介護 福祉士法	—	厚生労働大臣 [社会福祉士登録証を交付]	○					厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福 祉人材確保対策室指導係 TEL 03-3595-2617
69	厚生労働省	介護福祉士 [昭和62年度]	社会福祉士及び介護 福祉士法	—	厚生労働大臣 [介護福祉士登録証を交付]	○					厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福 祉人材確保対策室指導係 TEL 03-3595-2617
70	厚生労働省	難病患者等ホームヘルパー [平成8年度]	療養生活環境整備事 業実施要綱 (局長通 知)	—	都道府県知事及び政令指定 都市市長 [修了証書の交付]	○				旧姓使用の可否に関する根拠は無く、 実施主体である自治体の範囲で対応さ れている。	厚生労働省健康局難病対策課企画法令 係 TEL 代表03-5253-1111 (内線2907)
71	厚生労働省	介護支援専門員 [平成12年度]	介護保険法	—	都道府県知事 [介護支援専門員証の交付]	○				介護支援専門員証の「氏名」欄には新 姓を記載するよう想定しているが、旧 姓の併記を妨げるものではない。	厚生労働省老健局認知症施策・地域介 護推進課人材研修係 TEL 代表03-5253-1111 (内線3936)
72	厚生労働省	福祉用具専門相談員 [平成12年度]	介護保険法施行令	—	福祉用具専門相談員指定講 習事業者 [講習の課程を修了した旨 の証明書の交付]	○				政令等には特段規定がなく、福祉用具 専門相談員指定講習事業者を指定する 都道府県において、使用可否を判断し ているものと承知している。	厚生労働省老健局高齢者支援課福祉用 具・住宅改修係 TEL 代表03-5253-1111 (内線3985)
73	厚生労働省	実務者研修修了者	社会福祉士及び介護 福祉士法	—		○				法令等には特段規定がなく、修了証つ いては研修実施者の任意の様式として いる。	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福 祉人材確保対策室指導係 TEL 03-3595-2617
74	厚生労働省	介護職員初任者研修修了者 [平成25年度]	介護保険法	—	都道府県知事 [修了証書の交付]	○				修了証明書の「氏名」欄について、旧 姓の使用を妨げるものではない。	厚生労働省老健局認知症施策・地域介 護推進課人材研修係 TEL 代表03-5253-1111 (内線3936)
75	厚生労働省	生活援助従事者研修修了者 [平成30年度]	介護保険法	—	都道府県知事 [修了証書の交付]	○				修了証明書の「氏名」欄について、旧 姓の使用を妨げるものではない。	厚生労働省老健局認知症施策・地域介 護推進課人材研修係 TEL 代表03-5253-1111 (内線3936)
76	厚生労働省	年金数理人 [昭和63年度]	確定給付企業年金法	年金数理人	厚生労働大臣	○					厚生労働省年金局数理課 TEL 代表03-5253-1111 (内線3355)

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		備考
77	厚生労働省	社会保険労務士 [昭和43年度]	社会保険労務士法	・社会保険労務士 ・特定社会保険労 務士	全国社会保険労務士連合 会 [社会保険労務士証票の交 付]	○					厚生労働省労働基準局監督課 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5161)
78	厚生労働省	ボイラー技士 [昭和22年度]	労働安全衛生法	・特級 ・一級 ・二級	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
79	厚生労働省	ボイラー溶接士 [昭和22年度]	労働安全衛生法	・特別 ・普通	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
80	厚生労働省	ボイラー整備士 [昭和22年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
81	厚生労働省	クレーン・デリック運転士 [昭和22年度]	労働安全衛生法	・限定なし ・クレーン限定 ・床上運転式ク レーン限定	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
82	厚生労働省	移動式クレーン運転士 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
83	厚生労働省	揚貨装置運転士 [昭和37年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
84	厚生労働省	発破技士 [昭和46年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
85	厚生労働省	潜水士 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
86	厚生労働省	林業架線作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
87	厚生労働省	ガス溶接作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
88	厚生労働省	高圧室内作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)
89	厚生労働省	エックス線作業主任者 [昭和38年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 ℡ 代表03-5253-1111 (内線5479)

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				備考	制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		
90	厚生労働省	ガンマ線透過写真撮影作業 主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 TEL 代表03-5253-1111 (内線5479)
91	厚生労働省	特定第一種圧力容器取扱作 業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 TEL 代表03-5253-1111 (内線5479)
92	厚生労働省	衛生管理者 [昭和22年度]	労働安全衛生法	・第一種 ・第二種	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 TEL 代表03-5253-1111 (内線5479)
93	厚生労働省	木材加工用機械作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
94	厚生労働省	プレス機械作業主任者 [昭和46年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
95	厚生労働省	乾燥設備作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
96	厚生労働省	コンクリート破砕器作業主 任者 [昭和50年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
97	厚生労働省	地山の掘削及び土止め支保 工作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付機 関]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
98	厚生労働省	ずい道等の掘削等作業主任 者 [昭和56年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
99	厚生労働省	ずい道等の覆工作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
100	厚生労働省	採石のための掘削作業主任 者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
101	厚生労働省	はい作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
102	厚生労働省	船内荷役作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
103	厚生労働省	型枠く支保工の組立て等作 業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
104	厚生労働省	足場の組立て等作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
105	厚生労働省	建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
106	厚生労働省	鋼橋架設等作業主任者 [平成4年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
107	厚生労働省	木造建築物の組立て等作業 主任者 [昭和56年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
108	厚生労働省	コンクリート造の工作物の 解体等作業主任者 [昭和56年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
109	厚生労働省	コンクリート橋架設等作業 主任者 [平成4年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
110	厚生労働省	普通第一種圧力容器取扱作 業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
111	厚生労働省	化学設備関係第一種圧力容 器取扱作業主任者 [昭和49年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
112	厚生労働省	特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
113	厚生労働省	鉛作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)

所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
					① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
114	厚生労働省 酸素欠乏危険作業主任者 [昭和46年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
115	厚生労働省 酸素欠乏・硫化水素危険作 業主任者 [不詳]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
116	厚生労働省 有機溶剤作業主任者 [昭和53年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
117	厚生労働省 石綿作業主任者 [不詳]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
118	厚生労働省 床上操作式クレーン運転技 能講習修了者 [平成2年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
119	厚生労働省 小型移動式クレーン運転技 能講習修了者 [平成2年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
120	厚生労働省 ガス溶接技能講習修了者 [昭和46年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
121	厚生労働省 フォークリフト運転技能講 習修了者 [昭和43年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
122	厚生労働省 ショベルローダー等運転技 能講習修了者 [昭和53年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
123	厚生労働省 車両系建設機械(整地・運 搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習修了者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
124	厚生労働省 車両系建設機械(解体用)運 転技能講習修了者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
125	厚生労働省 車両系建設機械(基礎工事 用)運転技能講習修了者 [昭和47年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)

所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					備考	制度担当部署
					① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも <small>※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等			
126	厚生労働省	不整地運搬車運転技能講習 修了者 [平成2年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
127	厚生労働省	高所作業車運転技能講習修 了者 [平成2年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
128	厚生労働省	玉掛け技能講習修了者 [昭和34年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
129	厚生労働省	ボイラー取扱技能講習修了 者 [昭和46年度]	労働安全衛生法	—	登録教習機関 [技能講習修了証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部安全 課業務第一係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5482)
130	厚生労働省	労働安全コンサルタント [昭和48年度]	労働安全衛生法	—	厚生労働大臣 [登録証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 TEL 代表03-5253-1111 (内線5479)
131	厚生労働省	労働衛生コンサルタント [昭和48年度]	労働安全衛生法	—	厚生労働大臣 [登録証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 TEL 代表03-5253-1111 (内線5479)
132	厚生労働省	作業環境測定士 [昭和50年度]	作業環境測定法	・第一種 ・第二種	厚生労働大臣	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部化学 物質対策課環境改善・ばく露対策室 TEL 代表03-5253-1111 (内線5506)
133	厚生労働省	衛生工学衛生管理者 [昭和41年度]	労働安全衛生法	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	○					厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課計画班 TEL 代表03-5253-1111 (内線5479)
134	厚生労働省	安全管理士 [昭和39年度]	労働災害防止団体系	—	労働災害防止協会 [人事の発令]	○				労働災害防止団体系等には特段規定が なく、資格を付与する労働災害防止協 会において、使用可否を判断している ものと承知している。	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課機構団体管理室 TEL 代表03-5253-1111 (内線5595)
135	厚生労働省	衛生管理士 [昭和39年度]	労働災害防止団体系	—	労働災害防止協会 [人事の発令]	○				労働災害防止団体系等には特段規定が なく、資格を付与する労働災害防止協 会において、使用可否を判断している ものと承知している。	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画 課機構団体管理室 TEL 代表03-5253-1111 (内線5595)
136	厚生労働省	技能士 [昭和34年度]	職業能力開発促進法	機械保全、ファイ ナンシャル・フラン キング等131 職 種	厚生労働大臣、都道府県知 事、指定試験機関 [合格証書の交付]	○					厚生労働省人材開発統括官付能力評価 担当参事官室企画係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5943)
137	厚生労働省	職業訓練指導員 [昭和33年度]	職業能力開発促進法	溶接科、機械科、 電子科等(合計123 職種)	都道府県知事 [免許状の交付]	○					厚生労働省人材開発統括官付訓練企画 室基準・指導員係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5964)
138	厚生労働省	障害者職業生活相談員 [昭和51年度]	障害者の雇用の促進 等に関する法律	—	(独) 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 [修了証書の交付]	○					厚生労働省職業安定局障害者雇用対策 課地域就労支援室 TEL 代表03-5253-1111 (内線5788)

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能なも のを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
139	厚生労働省	公認心理師 [平成29年度] <文部科学省と共管>	公認心理師法	—	文部科学大臣、厚生労働大臣 [登録証の交付]	○					厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課公認 心理師制度推進室 TEL 代表03-5253-1111 (内線3112)
140	厚生労働省	手話通訳士 [平成元年度]	手話通訳を行う者の 知識及び技能の審 査・証明事業の認定 に関する省令(平成 21年厚生労働省令第 96号)	—	(福)聴力障害者情報文化 センター(試験実施機関) [登録証の交付]	○					社会・援護局障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 情報・意思疎通支援 係 TEL 代表03-5253-1111 (内線3076)
141	厚生労働省	キャリアコンサルタント [平成28年度]	職業能力開発促進法	—	厚生労働大臣 [登録証の交付]	○					厚生労働省人材開発統括官付 キャリア形成支援室 キャリアコンサルティング係 TEL 代表03-5253-1111 (内線5975)

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				備考	制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能なも のを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		
1	農林水産省	水産業協同組 合監査士 [昭和58年度]	水産業協同組 合法	—	漁業協同組合 連合会(水産加 工業協同組合 連合会) [水産業協同組 合監査士証の 交付]	○					水産庁漁政部水産経営課 指導室指導第1班指導係 Tel 03-3502-8416
2	農林水産省	森林組合監査 士 [昭和53年度]	森林組合法	—	全国森林組合 連合会 [森林組合監査 士証の交付]	○					林野庁林政部経営課組合事業班 Tel 03-6744-2288
3	農林水産省	獣医師 [昭和24年度]	獣医師法	—	農林水産大臣 [免状の交付]	○					農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課獣医事班 Tel 03-3501-4094
4	農林水産省	家畜人工授精 師 [昭和25年度]	家畜改良増殖 法	・家畜人工授 精 ・家畜体内受 精卵移植 ・家畜体外受 精卵移植	都道府県知事 [家畜人工受精 卵免許証の交 付]	○					畜産局畜産振興課家畜遺伝資源管理保護室 Tel 03-3501-3777
5	農林水産省	家畜商 [昭和24年度]	家畜商法	—	都道府県知事 [家畜商名簿へ の登録]	○				令和3年11月12日施行の家畜商法施行 規則の一部を改正する省令（令和3年 農林水産省令第65条）において、家畜 商免許証の様式を改正し、免許証に旧 姓を併記出来るようにした。	畜産局食肉鶏卵課素畜班、総務班 Tel 03-3502-5991 03-3502-5989
6	農林水産省	調教師(中央競 馬) [昭和29年度]	競馬法	—	日本中央競馬 会 [調教師免許証 の交付]	○					畜産局競馬監督課中央班 Tel 03-3502-5995
7	農林水産省	調教師(地方競 馬) [昭和37年度]	競馬法	—	地方競馬全国 協会 [免許証の交 付]	○					畜産局競馬監督課地方班 Tel 03-3502-5995

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		備考
8	農林水産省	騎手(中央競馬) [昭和29年度]	競馬法	—	日本中央競馬会 [免許証の交付]	○					畜産局競馬監督課中央班 Tel 03-3502-5995
9	農林水産省	騎手(地方競馬) [昭和37年度]	競馬法	—	地方競馬全国協会 [免許証の交付]	○					畜産局競馬監督課地方班 Tel 03-3502-5995
10	農林水産省	飼料製造管理者 [昭和50年度]	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	—	—	○				飼料製造管理者届は、飼料製造管理者を雇用している業者から提出されるものであり、当該業者が当該管理者の氏名をどう扱うかに依っている。	農林水産省消費・安全局 畜産安全管理課飼料検査指導班 Tel 03-3502-8702
11	農林水産省	土地改良換地士 [昭和47年度]	土地改良法	—	農林水産大臣 [合格証書の交付]	○					農林水産省農村振興局整備部 土地改良企画課 換地係 Tel 03-6744-2192
12	農林水産省	普及指導員 [昭和27年度]	農業改良助長法	—	農林水産大臣 [合格証書の交付]	○					農林水産省農産局技術普及課資格係 Tel 03-3502-6460 03-3501-3769
13	農林水産省	林業普及指導員 [昭和26年度]	森林法	—	農林水産大臣 [合格証書の交付]	○				法令に旧姓使用不可との定めがないので、可能と判断	林野庁森林整備部研究指導課普及教育班 Tel 03-3502-5721
14	農林水産省	水産業普及指導員 [昭和28年度]	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(事務次官依命通知)	—	農林水産大臣 [合格証書の交付]	○					水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班 Tel 03-6744-2374
15	農林水産省	地域森林総合監理(森林総合監理士) [平成25年度]	森林法施行規則	—	農林水産大臣 [合格証書の交付]	○				法令に旧姓使用不可との定めがないので、可能と判断	林野庁森林整備部研究指導課普及教育班 Tel 03-3502-5721
16	農林水産省	愛玩動物看護師 [令和元年度] <環境省と共管>	愛玩動物看護師法	—	農林水産大臣及び環境大臣 [免状の交付]	○					農林水産省消費・安全局畜産安全管理課 Tel 03-3502-8111 (内線4530) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 Tel 0120-323-750

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者【付与方法】	旧姓使用の現状について				備考	制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等		
1	経済産業省	情報処理技術者 [昭和44年度]	情報処理の促進に関する法律		経済産業大臣 [合格証書の交付]	○				受験願書に記載された氏名を用いて、合格証書を発行しており、受験願書が旧姓で提出された場合は、合格証書も旧姓で発行。	経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課 TEL 03-3501-1511（内線3971）
2	経済産業省	情報処理安全確保支援士 [平成28年度]	情報処理の促進に関する法律		経済産業大臣 [合格証書の交付] 情報処理推進機構 [登録証の交付]	○				試験については、情報処理技術者試験と同様の取り扱い。 登録については、情報処理安全確保支援士登録事務規程細則第3条により、旧姓使用の希望がある場合は戸籍簿等により事実関係を確認し、登録証に旧姓を併記。	合格証書の交付： 経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課 TEL 03-3501-1511（内線3971） 登録証の交付： 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課 TEL 03-3501-1511（内線3964）
3	経済産業省	弁理士 [明治32年度]	弁理士法	・弁理士・特定侵害訴訟代理業務の付記	日本弁理士会 [弁理士登録簿に登録]	○					経済産業省特許庁秘書課弁理士室 TEL 03-3581-1101（内線2020）
4	経済産業省	砂利採取業務主任者 [昭和43年度]	砂利採取法		都道府県知事 [合格証の交付]	○				受験者から旧姓で受験願書が提出された場合、合格証は旧姓で発行している。	経済産業省製造産業局素材産業課 TEL 03-3501-1511（内線3731）
5	経済産業省	採石業務管理者 [昭和46年度]	採石法		都道府県知事 [合格証の交付]	○				旧姓使用は可能で、原則、受験願書に記載されている氏名で合格証を発行するが、資格者名簿、合格証に旧姓を併記する等のルールは各都道府県の基準で運用している。	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課 TEL 03-3501-1511（内線4701）
6	経済産業省	航空工場検査員 [昭和27年度]	航空機製造事業法	・航空機・航空機用原動機・航空機用プロペラ ・回転翼・降着装置 ・発電機・空調和装置用機器 ・飛行指示制御装置 ・統合表示装置 ・航法用電子計算機 ・レーザージャイロ装置・回転翼航空機用トランスミッション ・ガスタービン発動機制御装置	経済産業大臣 [航空工場検査員国家試験の合格証の交付]		△		2013年以降、法に基づく航空工場検査員の指名をしておらず、今後も指名する予定がないことから、改訂は予定していない。		経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課法令担当 TEL 03-3501-1511（内線3841）

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
7	経済産業省	計量士 [昭和26年度]	計量法	・環境計量士（濃度関係） ・環境計量士（騒音・振動関 係） ・一般計量士	経済産業大臣 [登 録]	○					経済産業省産業技術環境局計量行政室 TEL 03-3501-1511（内線3461）
8	経済産業省	高圧ガス製造保 安責任者 [昭和26年度]	高圧ガス保安法	・甲種化学責任者免状、 乙種化学責任者免状、丙 種化学責任者免状、甲種 機械責任者免状、乙種機 械責任者免状、第一種冷 凍機械責任者免状、第二 種冷凍機械責任者免状、 第三種冷凍機械責任者免 状	甲種化学責任者免 状、甲種機械責任 者免状、第一種冷 凍機械責任者免状 は経済産業大臣、 それ以外は都道府 県知事 [免状の交付]	○			高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造 保安責任者試験等に関する規則第2条	経済産業省産業保安G高圧ガス保安室 総 括担当 TEL 03-3501-1511（内線4951）	
9	経済産業省	液化石油ガス設 備士 [昭和53年度]	液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律	液化石油ガス設備士	都道府県知事 [試験に合格等]	○					経済産業省産業保安グループガス安全室 TEL 03-3501-1511（内線4931）
10	経済産業省	エネルギー管理 士 [昭和54年度]	エネルギーの使 用の合理化及び 非化石エネル ギーへの転換等 に関する法律	—	経済産業大臣 [免状の交付]	○					経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー 課 TEL 03-3501-1511（内線4541）
11	経済産業省	電気主任技術者 [昭和40年度]	電気事業法	・第1種電気主任技術者 ・第2種電気主任技術者 ・第3種電気主任技術者	経済産業大臣 [免状の交付]	○					経済産業省産業保安グループ電力安全課 TEL 03-3501-1511（内線4921）
12	経済産業省	電気工事士 [昭和35年度]	電気工事士法	・第1種・第2種	経済産業大臣（都道 府県知事が交付） [免状の交付]	○			電気工事士法施行令第3条		経済産業省産業保安グループ電力安全課 TEL 03-3501-1511（内線4921）
13	経済産業省	ガス主任技術者 [昭和29年度]	ガス事業法	・甲種 ・乙種 ・丙種	経済産業大臣 [免状の交付]	○					経済産業省産業保安グループガス安全室 TEL 03-3501-1511（内線4931）

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考		
14	経済産業省	ガス消費機器設置工事監督者 [昭和54年度]	特定ガス消費機器設置工事の監督に関する法律	—	産業保安監督部長・一般財団法人日本ガス機器検査協会 [資格者証の交付]	○						経済産業省産業保安グループガス安全室 TEL 03-3501-1511 (内線4931)
15	経済産業省	火薬類取扱保安責任者 [昭和25年度]	火薬類取締法	・甲種火薬類取扱保安責任者免状 ・乙種火薬類取扱保安責任者免状	都道府県知事 [免状の交付]	○				法令の定めがないため、旧姓を使用する場合の併記の有無についても決まりはなく、申請を受ける際に、併記されていけば免状にその通り記載することも可能だが、都道府県知事が実施する試験については各都道府県の基準で運用している。		経済産業省産業保安グループ鉱山火薬類監理官付 TEL 03-3501-1511 (内線4961)
16	経済産業省	火薬類製造保安責任者 [昭和25年度]	火薬類取締法	・甲種火薬類製造保安責任者免状 ・乙種火薬類製造保安責任者免状 ・丙種火薬類製造保安責任者免状	甲種、乙種：経済産業大臣 丙種：都道府県知事 [免状の交付]	○				法令の定めがないため、旧姓を使用する場合の併記の有無についても決まりはなく、申請を受ける際に、併記されていけば免状にその通り記載することも可能だが、都道府県知事が実施する試験については各都道府県の基準で運用している。		経済産業省産業保安グループ鉱山火薬類監理官付 TEL 03-3501-1511 (内線4961)
17	経済産業省	競輪選手 [昭和23年度]	自転車競技法	—	競輪振興法人(公益財団法人JKA) [選手登録証の交付]	○						経済産業省製造産業局車両室 TEL 03-3501-1511 (内線3851)
18	経済産業省	競輪審判員 [昭和27年度]	自転車競技法	—	競輪振興法人(公益財団法人JKA) [審判員登録証の交付]	○						経済産業省製造産業局車両室 TEL 03-3501-1511 (内線3851)
19	経済産業省	小型自動車競走選手 [昭和25年度]	小型自動車競走法	—	小型自動車競走振興法人(公益財団法人JKA) [選手登録証の交付]	○						経済産業省製造産業局車両室 TEL 03-3501-1511 (内線3851)
20	経済産業省	小型自動車競走審判員 [昭和32年度]	小型自動車競走法	—	小型自動車競走振興法人(公益財団法人JKA) [審判員登録証の交付]	○						経済産業省製造産業局車両室 TEL 03-3501-1511 (内線3851)

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考		
21	経済産業省	ダム水路主任技術者 [昭和40年度]	電気事業法	・第1種ダム水路主任技術者 ・第2種ダム水路主任技術者	経済産業大臣 [免状の交付]	○						経済産業省産業保安グループ電力安全課 TEL 03-3501-1511 (内線4921)
22	経済産業省	ボイラー・タービン主任技術者 [昭和40年度]	電気事業法	・第1種ボイラー・タービン主任技術者 ・第2種ボイラー・タービン主任技術者	経済産業大臣 [免状の交付]	○						経済産業省産業保安グループ電力安全課 TEL 03-3501-1511 (内線4921)
23	経済産業省	公害防止主任管理者※ <環境省と共管>	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・公害防止主任管理者	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付]	○				法令上、旧姓使用に関して言及がなく、申請にあたり、本人確認書類の添付は要請しておらず、旧姓で資格試験等を受験し合格証書を受け取ることが、実態上可能。 旧姓で申請された場合には、証書は旧姓で発行。	経済産業省 産業技術環境局 環境管理推進室 TEL 03-3501-1511 (内線3551) 環境省 水・大気環境局 総務課 TEL 03-3581-3351 (内線6582)	
24	経済産業省	公害防止管理者※ [昭和46年度] <環境省と共管>	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・大気関係第1、2、3、4種 ・水質関係第1、2、3、4種 ・騒音・振動関係 ・特定粉じん関係 ・ダイオキシン類関係	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付]	○				法令上、旧姓使用に関して言及がなく、申請にあたり、本人確認書類の添付は要請しておらず、旧姓で資格試験等を受験し合格証書を受け取ることが、実態上可能。 旧姓で申請された場合には、証書は旧姓で発行。	経済産業省 産業技術環境局 環境管理推進室 TEL 03-3501-1511 (内線3551) 環境省 水・大気環境局 総務課 TEL 03-3581-3351 (内線6582)	
25	経済産業省	高圧ガス販売主任者 [昭和26年度]	高圧ガス保安法	・第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状	都道府県知事 [免状の交付]	○				高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第2条	経済産業省産業保安G高圧ガス保安室 総括担当 TEL 03-3501-1511 (内線4951)	
26	経済産業省	高圧ガス移動監視者 [昭和40年度]	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)		高圧ガス保安協会 (高圧ガス保安協会の行う講習の受講によるもの) [修了証の交付]	○				一般高圧ガス保安規則第49条第1項第17号 液化石油ガス保安規則第48条第14号	経済産業省産業保安G高圧ガス保安室 総括担当 TEL 03-3501-1511 (内線4951)	

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
27	経済産業省	特定高圧ガス取扱主任者 [昭和44年度]	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52)	—	高圧ガス保安協会 (高圧ガス保安協会の行う講習の受講によるもの) [修了証の交付]	○				一般高圧ガス保安規則第73条 液化石油ガス保安規則第71条	経済産業省産業保安G高圧ガス保安室 総括担当 TEL 03-3501-1511 (内線4951)
28	経済産業省	特種電気工事資格者 [昭和63年度]	電気工事士法	・ネオン工事 ・非常用予備発電装置工事	経済産業大臣 [資格者認定証の交付]	○				電気工事士法施行規則第9条の3	経済産業省産業保安グループ電力安全課 TEL 03-3501-1511 (内線4921)
29	経済産業省	認定電気工事従事者 [昭和62年度]	電気工事士法	—	経済産業大臣 [認定電気工事資格者認定証の交付]	○				電気工事士法施行規則第9条の3	経済産業省産業保安グループ電力安全課 TEL 03-3501-1511 (内線4921)
30	経済産業省	充てん作業者 [平成9年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	充てん作業者	充てん作業者指定養成施設 [養成施設を修了]	○					経済産業省産業保安グループガス安全室 TEL 03-3501-1511 (内線4931)
31	経済産業省	中小企業診断士 [平成12年度]	中小企業支援法	—	経済産業大臣 [中小企業診断士登録証の交付]	○				診断士からの届出により旧姓表記の申し出があった場合は、診断士の申し出に沿った形で登録簿及び登録証に表記している。例えば、併記を希望している(例:新姓(旧姓)名前)のであれば、併記した形で登録簿、登録証共に対応している。	中小企業庁経営支援課 TEL 03-3501-1511 (内線5331)

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
1	国土交通省	油濁防止管理者 [昭和45年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	—	船舶所有者 [省令に定める要件を備えた者を選任]	○					国土交通省 総合政策局 海洋政策課 企画係 TEL 代表03-5253-8111 (内線24-365)
2	国土交通省	有害液体汚染防止管理者 [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	—	船舶所有者 [省令に定める要件を備えた者を選任]	○					国土交通省 総合政策局 海洋政策課 企画係 TEL 代表03-5253-8111 (内線24-365)
3	国土交通省	溶接工 [平成10年度]	船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)	溶接母材や溶接姿勢等に応じて区別	地方運輸局長等 [合格証明書の交付]	○					国土交通省海事局検査測度課業務第1係 TEL 代表03-5253-8111 (内線44124)
4	国土交通省	水先人 [昭和24年度]	水先法	・一級水先人 ・二級水先人 ・三級水先人	国土交通大臣 [水先人名簿への登録]	○					国土交通省海事局海技課水先係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45324)
5	国土交通省	船舶料理士 [昭和50年度]	船員法	—	国土交通大臣 [船舶料理士資格証明書の交付]	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45144)
6	国土交通省	救命艇手 [昭和8年度]	船員法	・救命艇手 ・限定救命艇手	地方運輸局長 [救命艇手(限定救命艇手)適任証書の交付]	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45144)
7	国土交通省	衛生管理者 [昭和37年度]	船員法	—	地方運輸局長 [衛生管理者適任証書の交付]	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45144)
8	国土交通省	主任技術者 [昭和41年度]	小型船造船業法	—	事業者 [選任]	○				取扱いが明文化されていないが、制度上許容されている。	国土交通省海事局船舶産業課造船施設係 TEL 代表03-5253-8634 (内線43633)

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
9	国土交通省	海技士(航海) [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級海技士(航海) 二級海技士(航海) 三級海技士(航海) 四級海技士(航海) 五級海技士(航海) 六級海技士(航海) 	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]	○					国土交通省海事局海技課試験係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45315)
10	国土交通省	海技士(機関) [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級海技士(機関) 二級海技士(機関) 三級海技士(機関) 四級海技士(機関) 五級海技士(機関) 六級海技士(機関) 	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]	○					国土交通省海事局海技課試験係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45315)
11	国土交通省	海技士(通信) [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級海技士(通信) 二級海技士(通信) 三級海技士(通信) 	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]	○					国土交通省海事局海技課試験係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45315)
12	国土交通省	海技士(電子通信) [平成3年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級海技士(電子通信) 二級海技士(電子通信) 三級海技士(電子通信) 四級海技士(電子通信) 	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]	○					国土交通省海事局海技課試験係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45315)
13	国土交通省	小型船舶操縦士 [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級小型船舶操縦士 二級小型船舶操縦士 特殊小型船舶操縦士 	国土交通大臣 [小型船舶操縦士免許原簿への登録]	○					国土交通省海事局海技課小型船係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45316)
14	国土交通省	耐空検査員 [昭和29年度]	航空法	—	国土交通大臣 [耐空検査員の証の交付]	○				取扱いは明文化されていないが、制度上許容されている。	国土交通省航空局安全部安全政策課 TEL 代表03-5253-8734

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
15	国土交通省	航空従事者 [昭和27年度]	航空法	<ul style="list-style-type: none"> 定期運送用操縦士 事業用操縦士 自家用操縦士 准定期運送用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士 一等航空整備士・二等航空整備士・一等航空運航整備士 二等航空運航整備士 航空工場整備士・航空英語能力証明 計器飛行証明 操縦教育証明 運航管理者 	国土交通大臣 [航空従事者技能証明書の交付]	○				<ul style="list-style-type: none"> 新規発行の場合、旧姓併記希望者には旧姓併記で発行（希望の意思表示がない場合は原則、現行姓で発行）。また、旧姓のみの希望者には旧姓のみで発行。 記載変更の場合、現行姓への記載変更だけでなく、旧姓併記や旧姓への変更にも対応。 なお、システムの文字数制限上対応できない場合がある。 	国土交通省航空局安全部安全政策課 TEL 代表03-5253-8111(内線50316)
16	国土交通省	運航管理者（海上旅客） [昭和46年度] （海上貨物） [平成16年度]	海上運送法 内航海運業法	—	地方運輸局長 （一部、国土交通大臣） [選任]	○					国土交通省海事局安全政策課運航監視係 TEL 代表03-5253-8111（内線43557）
17	国土交通省	安全統括管理者（海上） [平成18年度]	海上運送法 内航海運業法	—	地方運輸局長 （一部、国土交通大臣） [選任]	○					大臣官房運輸安全監視官室 TEL 代表03-5253-8111（内線22053、22054）

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与 方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
18	国土交通省	動力車操縦者 [昭和31年度]	動力車操縦者運 転免許に関する 省令(昭和31年運 輸省令第43号)	・甲種蒸気機関車運転免許 ・甲種電気車運転免許 ・甲種内燃車運転免許 ・新幹線電気車運転免許 ・第一種磁気誘導式電気 車運転免許 ・第二種磁気誘導式電気 車運転免許・第一種磁気 誘導式内燃車運転免許・ 第二種磁気誘導式内燃車 運転免許・乙種蒸気機関 車運転免許・乙種電気車 運転免許 ・乙種内燃車運転免許 ・無軌条電車運転免許	地方運輸局長 [運転免許証の交 付]	○					国土交通省鉄道局安全監理官室運転係 TEL 代表03-5253-8111 (内線57857)
19	国土交通省	海事代理士 [昭和25年度]	海事代理士法	—	地方運輸局長等 [登録]	○					国土交通省海事局総務課海洋教育・海事振 興企画室 TEL 代表03-5253-8111 (内線43142)
20	国土交通省	海事補佐人 [昭和22年度]	海難審判法	—	海難審判所長 [登録簿の交付, 官 報公示]	○					国土交通省 海難審判所 書記課 訟務係 TEL 03-6893-2405
21	国土交通省	旅行業務取扱管理者 [昭和47年度]	旅行業法	・総合・国内・地域限定	実施機関・観光庁 長官 [合格証の交付]	○					観光庁 参事官(旅行振興) TEL 03-5253-8329
22	国土交通省	全国通訳案内士 [昭和24年度]	通訳案内士法	—	都道府県知事 [登 録]	○					観光庁 国際観光部国際観光課 TEL 03-5253-8324
23	国土交通省	地域通訳案内士 [平成9年度]	通訳案内士法	—	自治体首長 [登録]	○					観光庁 国際観光部国際観光課 TEL 03-5253-8324
24	国土交通省	観光圏内限定旅行業 務取扱管理者 [平成20年度]	観光圏の整備に よる観光旅客の 来訪及び滞在の 促進に関する法 律	—	国土交通大臣 [修了証明書を交 付]	○					観光庁 参事官(旅行振興) TEL 03-5253-8329
25	国土交通省	整備管理者 [昭和26年度]	道路運送車両法	—	地方運輸局長 [届 出]	○				届出の記載状況(新旧姓併記、旧姓の み記載等)に基づき対応。	国土交通省自動車局整備課 TEL 代表03-5253-8111 (内線42412)

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与 方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があつたと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
26	国土交通省	自動車整備士 [昭和26年度]	道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> 一級大型自動車整備士 一級小型自動車整備士 一級二輪自動車整備士 二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級自動車シャシ整備士 二級二輪自動車整備士 三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エン ジン整備士 三級自動車ジーゼル・エン ジン整備士 三級二輪自動車整備士 自動車タイヤ整備士 自動車電気装置整備士 自動車車体整備士 	国土交通大臣 [合格証書の交付]	○				申請の記載状況（新旧姓併記、旧姓のみ記載等）に基づき対応。	国土交通省自動車局整備課 ℡ 代表03-5253-8111（内線42412）
27	国土交通省	整備主任者 [平成10年度]	道路運送車両法 施行規則(昭和26 年運輸省令第74 号)	—	運輸監理部長又は 運輸支局長 [選任を届出]	○				届出の記載状況（新旧姓併記、旧姓のみ記載等）に基づき対応。	国土交通省自動車局整備課 ℡ 代表03-5253-8111（内線42412）
28	国土交通省	登録運転者 [昭和45年度]	タクシー業務適 正化特別措置法	—	登録実施機関 [「運転者証」の付 与]	○					国土交通省自動車局旅客課 ℡ 代表03-5253-8111（内線41212）
29	国土交通省	運行管理者（旅客自 動車） [平成13年度]	道路運送法	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車運送事業運 行管理者資格者証 一般乗合旅客自動車運 送事業運行管理者資格者 証 一般貸切旅客自動車運 送事業運行管理者資格者 証 一般乗用旅客自動車運 送事業運行管理者資格者 証 特定旅客自動車運送事 業運行管理者資格者証 	地方運輸局長 [「運行管理者資格 者証」の交付]	○					国土交通省自動車局安全政策課 ℡ 代表03-5253-8111（内線41613）

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与 方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
30	国土交通省	安全統括管理者(旅 客自動車) [平成18年度]	道路運送法	—	地方運輸局長又は 国土交通大臣 [選任届の受理]	○					大臣官房運輸安全監理官室 TEL 代表03-5253-8111 (内線22053、 22054)
31	国土交通省	運行管理者(貨物自 動車) [平成2年度]	貨物自動車運送 事業法	—	地方運輸局長 [「運行管理者資格 者証」の交付]	○					国土交通省自動車局安全政策課 TEL 代表03-5253-8111 (内線41613)
32	国土交通省	安全統括管理者(貨 物自動車) [平成18年度]	貨物自動車運送 事業法	—	地方運輸局長 [「運行管理者資格 者証」の交付]	○					大臣官房運輸安全監理官室 TEL 代表03-5253-8111 (内線22053、 22054)
33	国土交通省	索道技術管理者 [昭和61年度]	鉄道事業法	—	索道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 TEL 代表03-5253-8111 (内線40843)
34	国土交通省	安全統括管理者(索 道) [平成18年度]	鉄道事業法	—	— [※参考(安全統括 管理者の選任・解 任の届出の義務)]	○					大臣官房運輸安全監理官室 TEL 代表03-5253-8111 (内線22053、 22054)
35	国土交通省	安全統括管理者(鉄 道) [平成18年度]	鉄道事業法	—	— [※参考(安全統括 管理者の選任・解 任の届出の義務)]	○					大臣官房運輸安全監理官室 TEL 代表03-5253-8111 (内線22053、 22054)
36	国土交通省	設計管理者 [平成11年度]	鉄道事業法	—	鉄道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 TEL 代表03-5253-8111 (内線40843)
37	国土交通省	竣工確認者 [平成11年度]	鉄道事業法	—	鉄道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 TEL 代表03-5253-8111 (内線40843)
38	国土交通省	竣工確認管理者 [平成11年度]	鉄道事業法	—	鉄道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 TEL 代表03-5253-8111 (内線40843)
39	国土交通省	業務統括管理者 [平成11年度]	鉄道事業法	—	鉄道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 TEL 代表03-5253-8111 (内線40843)

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
40	国土交通省	気象予報士 [平成6年度]	気象業務法	—	気象庁長官 [登録]	○					気象庁 情報基盤部 情報利用推進課 第一民間気象業務推進係 TEL 03-6758-3900 (内線3167)
41	国土交通省	機長認定 [昭和27年度]	航空法	—	国土交通大臣又は 地方航空局長 [認定通知書の交付]	○				航空法第23条の『技能証明書』に限定 せず、戸籍謄本等の本人確認できるも のに旧姓の記載があり、申請書の旧姓 の記載と一致すれば旧姓使用可能。	国土交通省航空局安全部航空安全推進室 TEL 代表03-5253-8111
42	国土交通省	査察操縦士 [昭和46年度]	航空法	・ 査察操縦士 ・ 限定査察操縦士	国土交通大臣又は 地方航空局長 [指名通知書の交付]	○				航空法第23条の『技能証明書』に限定 せず、戸籍謄本等の本人確認できるも のに旧姓の記載があり、申請書の旧姓 の記載と一致すれば旧姓使用可能。	国土交通省航空局安全部航空安全推進室 TEL 代表03-5253-8111
43	国土交通省	不動産鑑定士 [昭和39年度]	不動産の鑑定評 価に関する法律	・ 不動産鑑定士 ・ 不動産鑑定士補	国土交通大臣 [登録、登録通知書 を送付]	○					国土交通省不動産・建設経済局地価調査課 鑑定士係 TEL 代表03-5253-8111 (内線30653)
44	国土交通省	土木施工管理技士 [昭和44年度]	建設業法	・ 1級土木施工管理技士 ・ 2級土木施工管理技士	国土交通大臣 [合格証明書の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)
45	国土交通省	建設機械施工管理技 士 [昭和35年度]	建設業法	・ 1級建設機械施工管理 技士 ・ 2級建設機械施工管理 技士	国土交通大臣 [合格証明書の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)
46	国土交通省	管工事施工管理技士 [昭和47年度]	建設業法	・ 1級管工事施工管理技 士 ・ 2級管工事施工管理技 士	国土交通大臣 [合格証明書の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)
47	国土交通省	造園施工管理技士 [昭和50年度]	建設業法	・ 1級造園施工管理技士 ・ 2級造園施工管理技士	国土交通大臣 [合格証明書の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)
48	国土交通省	建築施工管理技士 [昭和58年度]	建設業法	・ 1級建築施工管理技士 ・ 2級建築施工管理技士	国土交通大臣 [合格証明書の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)
49	国土交通省	電気工事施工管理技 士 [昭和63年度]	建設業法	・ 1級電気工事施工管理 技士 ・ 2級電気工事施工管理 技士	国土交通大臣 [合格証明書の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
50	国土交通省	電気通信工事施工管理 技士 [平成31年度]	建設業法	・1級電気通信工事施工 管理技士 ・2級電気通信工事施工 管理技士	国土交通大臣	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)
51	国土交通省	解体工事施工技士 [平成3年度]	解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年 国土交通省令第92号)	—	(社)全国解体工事業 団体連合会 [登録試験合格証明 書の交付]		△		旧姓使用の要望に接していない ことから、今後要望等があれば、 資格付与者と可否を含めて検討 する		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)
52	国土交通省	浄化槽設備士※ [昭和58年度] <環境省と共管>	浄化槽法	—	国土交通大臣 [浄化槽設備士免状の 交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24755)
53	国土交通省	宅地建物取引士 [昭和33年度]	宅地建物取引業 法	—	都道府県知事 [宅地建物取引士証 の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局不動産課 TEL 代表03-5253-8111 (内線25139、 25129)
54	国土交通省	測量士・測量士補 [昭和24年度]	測量法	—	国土地理院長 [測量士(補)名簿 に登録]	○					国土地理院総務部総務課試験登録係 TEL 029-864-8214 (ダイヤルイン)
55	国土交通省	管理業務主任者 [平成13年度]	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	—	国土交通大臣 [管理業務主任者証 の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局参事官付 TEL 代表03-5253-8111 (内線25139、 25129)
56	国土交通省	衛生担当者 [昭和39年度]	船員法	—	地方運輸局長	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45144)
57	国土交通省	危険物等取扱責任者 [平成8年度]	船員法	・甲種(石油、液体化学薬 品、液化ガス) ・乙種	地方運輸局長 [船員手帳に認定を した旨の証印]	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45144)
58	国土交通省	自動車検査員 [昭和37年度]	道路運送車両法	—	地方運輸局長 [届出の受理]	○			届出の記載状況(新旧姓併記、旧姓の み記載等)に基づき対応。		国土交通省自動車局整備課 TEL 代表03-5253-8111 (内線42412)
59	国土交通省	消火作業指揮者 [平成9年度]	船員法	—	地方運輸局長	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45144)
60	国土交通省	船舶保安管理者 [平成18年度]	保安法	—	地方運輸局長	○					国土交通省海事局船員政策課企画係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45127)

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
61	国土交通省	倉庫管理主任者 [平成14年度]	倉庫業法	—	規定なし	○					国土交通省総合政策局参事官（物流産業） 室 TEL 代表03-5253-8111（内線25-330）
62	国土交通省	設計者資格 （宅地造成及び特定 盛土等規制法に基づ く） [昭和37年度]	宅地造成及び特 定盛土等規制法	—	規定なし	○			旧姓使用の可否等について特段の定め はない		国土交通省都市局都市安全課盛土対策係 TEL 代表03-5253-8111（内線32345）
63	国土交通省	設計者資格 （都市計画法に基づ く） [昭和44年度]	都市計画法	—	規定なし	○			旧姓使用の可否等について特段の定め はない		国土交通省都市局都市計画課開発調整係 TEL 代表03-5253-8111（内線32695）
64	国土交通省	特定建築物調査員 [昭和45年度]※平成 26年法改正	建築基準法	—	国土交通大臣 [資格者証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付総則係 TEL 代表03-5253-8111（内線39545、39502）
65	国土交通省	防火設備検査員 [平成26年度]	建築基準法	—	国土交通大臣 [資格者証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付総則係 TEL 代表03-5253-8111（内線39545、39502）
66	国土交通省	昇降機等検査員 [昭和45年度]※平成 26年法改正	建築基準法	—	国土交通大臣 [資格者証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付設備係 TEL 代表03-5253-8111（内線39568）
67	国土交通省	建築設備検査員 [昭和45年度]※平成 26年法改正	建築基準法	—	国土交通大臣 [資格者証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付設備係 TEL 代表03-5253-8111（内線39568）
68	国土交通省	管理主任技術者（ダ ム） [昭和40年度]	河川法	—	ダム設置者 [選任]		△		旧姓使用の要望は受けていな いため、今後要望等があれば 検討する。		国土交通省 水管理・国土保全局 河川環 境課 流水管理室 ダム企画係 TEL 03-5253-8449（内線35484）
69	国土交通省	建築士 [昭和25年度]	建築士法	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士	・一級：国土交通 大臣 ・二級：都道府県 知事 ・木造：都道府県 知事 [登録、免許証の交 付]	○					国土交通省住宅局建築指導課 指導係 TEL 代表03-5253-8111（内線39527）
70	国土交通省	建築設備士 [昭和58年度]	建築士法	—	国土交通大臣 [登 録、登録証の交付]	○			一級建築士の旧姓併記についての事務 連絡を踏まえ一般社団法人建築設備技 術者協会（登録機関）の登録事務規定 上可としている		国土交通省住宅局建築指導課 指導係 TEL 代表03-5253-8111（内線39527）

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
71	国土交通省	建築基準適合判定資格者 [平成11年度]	建築基準法	—	国土交通大臣 [登録、登録証の交付]	○				運用上可としている	国土交通省住宅局建築指導課 指導係 TEL 代表03-5253-8111 (内線39527)
72	国土交通省	構造計算適合判定資格者 [平成11年度]	建築基準法	—	国土交通大臣 [登録、登録証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官 (建築企画担当) 付構造係 TEL 代表03-5253-8111 (内線39528)
73	国土交通省	監理技術者資格者証 [昭和62年度]	建設業法	—	(一財)建設業技術者センター理事長 [監理技術者資格者証の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 代表03-5253-8111 (内線24744)
74	国土交通省	マンション管理士 [平成12年度]	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	—	国土交通大臣 [登録証の交付]	○			マンション管理士登録簿及びマンション管理士登録証において旧氏(旧姓)の併記を運用上可とした。(法律の規定外であるが、マンション管理センターが発行するマンション管理士証(携帯可能なもの)についても、旧氏(旧姓)使用を可としている。)		国土交通省住宅局参事官 (マンション・賃貸住宅担当) 付 指導係 TEL 代表03-5253-8111 (内線39935)

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				備考	制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等		
1	環境省	放射線取扱主任者 [昭和33年度]	放射性同位元素等の規制に関する法律	・第1種 ・第2種 ・第3種	原子力規制委員会 [放射線取扱主任者免状の交付]	○				住民票で旧姓を確認できる場合には旧姓使用可能。	原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門 TEL 代表 03-3581-3352 (直通 03-5114-2155)
2	環境省	核燃料取扱主任者 [昭和41年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	—	原子力規制委員会委員長 [免状の交付]	○				住民票等で旧姓を確認できる場合には旧姓使用可能。	原子力安全人材育成センター規制研修課 TEL 03-6277-6924
3	環境省	原子炉主任技術者 [昭和32年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	—	原子力規制委員会委員長 [免状の交付]	○				住民票等で旧姓を確認できる場合には旧姓使用可能。	原子力安全人材育成センター規制研修課 TEL 03-6277-6924
4	環境省	狩猟免許 [大正7年度]	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・第一種銃猟 ・第二種銃猟 ・わな猟 ・網猟	都道府県知事 [狩猟免状の交付]	○				法令に旧姓使用を禁ずる定めはない。なお、狩猟免許に旧姓を記載する等の取扱いは各都道府県の運用による。	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室 狩猟係 TEL 代表03-5521-8285 (内線6478)
5	環境省	臭気測定業務従事者(臭気判定士) [平成8年度]	悪臭防止法	—	環境大臣 [免状の交付]	○				住民票等で旧姓を確認できる場合には旧姓使用可能。	環境省 水・大気環境局 大気環境課 大気生活環境室 TEL 03-3581-8299 (内線5479)
6	環境省	環境カウンセラー [平成8年度]	環境カウンセラー登録制度実施規定	—	環境大臣 [登録証の交付]	○					環境省 大臣官房 総合政策課 環境教育推進室 TEL 直通 03-5521-8231(内線6298)
7	環境省	浄化槽設備士 ※ [昭和58年度] ＜国土交通省と共管＞	浄化槽法	—	国土交通大臣 [浄化槽設備士免状の交付]	○					国土交通省土地・建設産業局 建設業課 TEL 代表03-5253-8111(内線25-755) 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 指導普及係 TEL 代表03-5501-3155(内線6908)

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
8	環境省	浄化槽管理士 [昭和60年度]	浄化槽法	—	環境大臣 [免状の交付]	○					環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 指導普及係 TEL 代表03-5501-3155(内線6908)
9	環境省	浄化槽技術管理者 [昭和60年度]	浄化槽法	—	不詳 [免状等資格を証明するものは付与されていない(法令に定めはない。)]	○				旧姓で申請された場合には、証書は旧姓で発行。	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 指導普及係 TEL 代表03-5501-3155(内線6908)
10	環境省	浄化槽検査員 [昭和60年度]	浄化槽法	—	不詳 [免状等資格を証明するものは付与されていない(法令に定めはない。)]	○				旧姓で申請された場合には、証書は旧姓で発行。	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 指導普及係 TEL 代表03-5501-3155(内線6908)
11	環境省	技術管理者 [平成22年度]	土壌汚染対策法	—	環境大臣 [技術管理者証の交付]	○				住民票等で旧姓を確認できる場合には旧姓併記可能。	環境省 水・大気環境局 土壌環境課 TEL 03-3581-3351 (内線6585)
12	環境省	公害防止主任管理者※ [昭和46年度] ＜経済産業省と共管＞	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	—	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付]	○				旧姓で申請された場合には、証書は旧姓で発行。	経済産業省 産業技術環境局 環境管理推進室 TEL 03-3501-4665 (内線3551) 環境省 水・大気環境局 総務課 TEL 03-3581-3351 (内線6582)
13	環境省	公害防止管理者※ [昭和46年度] ＜経済産業省と共管＞	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	—	・大気関係第1、2、3、4種 ・水質関係第1、2、3、4種 ・騒音・振動関係 ・特定粉じん関係 ・ダイオキシン類関係 指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付]	○				旧姓で申請された場合には、証書は旧姓で発行。	経済産業省 産業技術環境局 環境管理推進室 TEL 03-3501-4665 (内線3551) 環境省 水・大気環境局 総務課 TEL 03-3581-3351 (内線6582)
14	環境省	愛玩動物看護師※ [令和元年度] ＜農林水産省と共管＞	愛玩動物看護師法	—	農林水産大臣及び環境大臣 [免状の交付]	○					農林水産省 消費・安全局 畜産安全管理課 TEL 03-3502-8111 (内線4530) 環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室 TEL 0120-323-750